別記様式第２号（第８条関係）

設備整備計画の変更に係る認定申請書

年　　月　　日

市町村長　殿

申請者
住　　所
氏　　名　　印

　　年　　月　　日付けで認定を受けた設備整備計画について、下記のとおり変更したいので、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第８条第１項の規定に基づき、認定を申請します。

記

１　変更事項の内容
２　変更理由
３　添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）
１　「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
２　申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
３　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
５　氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

○環境省令第十四号

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第二十三条の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第二十三条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

環境大臣　石原　伸晃

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第二十三条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）第七条第六項に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第八条第四項で準用する同法第七条第六項に規定する権限（同条第四項第八号に掲げる行為が次に掲げる行為に該当する場合に限る。）

イ　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園（この号において「国立公園」という。）のうち、自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十条第三項同法第二十条第六号イからチまでに掲げる行為であって、国立公園の区域内において行う行為であって、自然公園法第三十三条第一項の届出を要する行為

ロ　自然公園法第三十三条第一項の届出を要する行為であって、国立公園の区域内において行う行為

ハ　為

ニ　法第八条第四項で準用する同法第七条第六項に規定する権限（前号イ及びロに該当する場合に限る。）

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十六年五月一日）から施行する。

告　示

○文部科学省告示第一号
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の総合的な実施のために必要な事項を次のように定め、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第六条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の教育及び保育に関する法律（平成二十六年法律第四十一号）の施行の日から施行する。

平成二十六年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
文部科学大臣臨時代理　太郎
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣
田田田

村村村

憲憲憲

久久久

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

目次

第１章　総則
　第１　幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標
　第２　教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
　第３　幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項
第２章　ねらい及び内容並びに配慮事項
　第１　ねらい及び内容
　　健康
　　人間関係
　　環境
　　言葉
　　表現
　第２　保育の実施上の配慮事項
第３章　指導計画作成に当たって配慮すべき事項
　第１　一般的な配慮事項
　第２　特に配慮すべき事項